

行動する知性。



報告4

EUプラットフォーム労働指令の意義 ～保護対象者概念の設計に着目して～

法学部 井川 志郎

2026年6月11日 連合・連合総研シンポジウム 働き方の多様化と法的保護のあり方

主張の骨子

- EUのPF労働指令は、その保護対象者概念の設計技法において、学ぶべきものがある(といえる可能性)。
- 労働法による保護対象を複合的(=複層的かつ相互補完的)に設計することで、柔軟かつ堅牢な保護になっている(可能性)。

目次

I. フリーランス保護の多様なアプローチ

II. 2つの誤分類リスク

III. EUの新たなアプローチ (PF労働指令)

I. フリーランス保護の多様なアプローチ

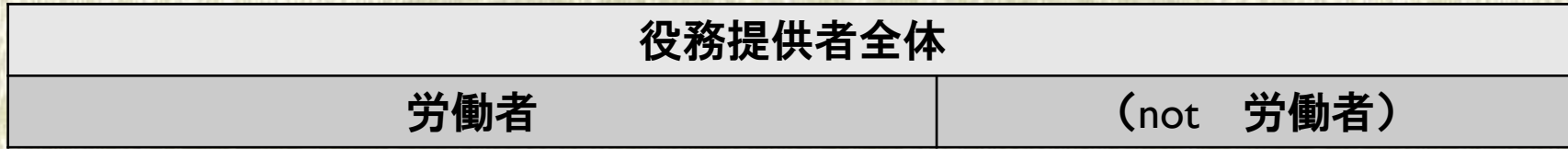
➤ 脆弱性のあるフリーランスを含め、十分な保護対象を確保するためには、いくつかのアプローチが考えうる。

- ①**労働者保護**： 労働者としての保護範囲に含める。
- ②**第三カテゴリー型**： 労働者ではないグループを新たに保護*。
- ③**包括カテゴリー型**： ①②を含むグループを労働者性に依存せず保護*。
(=ユニバーサル・アプローチ?)

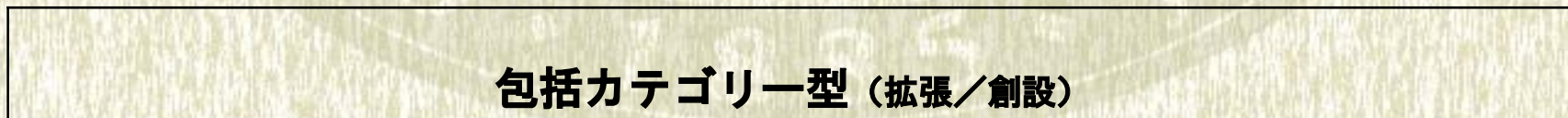
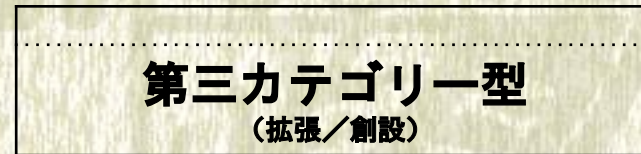
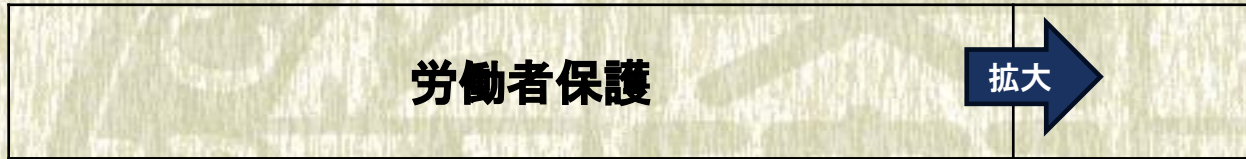
* 「保護」の内容にも2つのアプローチ

- a) 拡張的保護： 既存の労働者保護を、労働者ではない役務提供者グループに及ぼす。
- b) 創設的保護： 当該役務提供者グループのための保護を新規に用意。

対象グループ



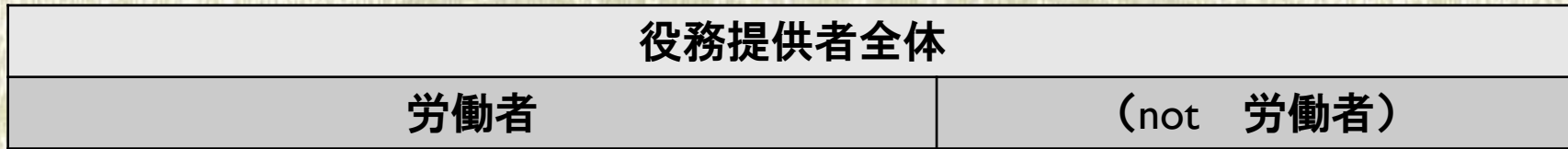
保護のアプローチ



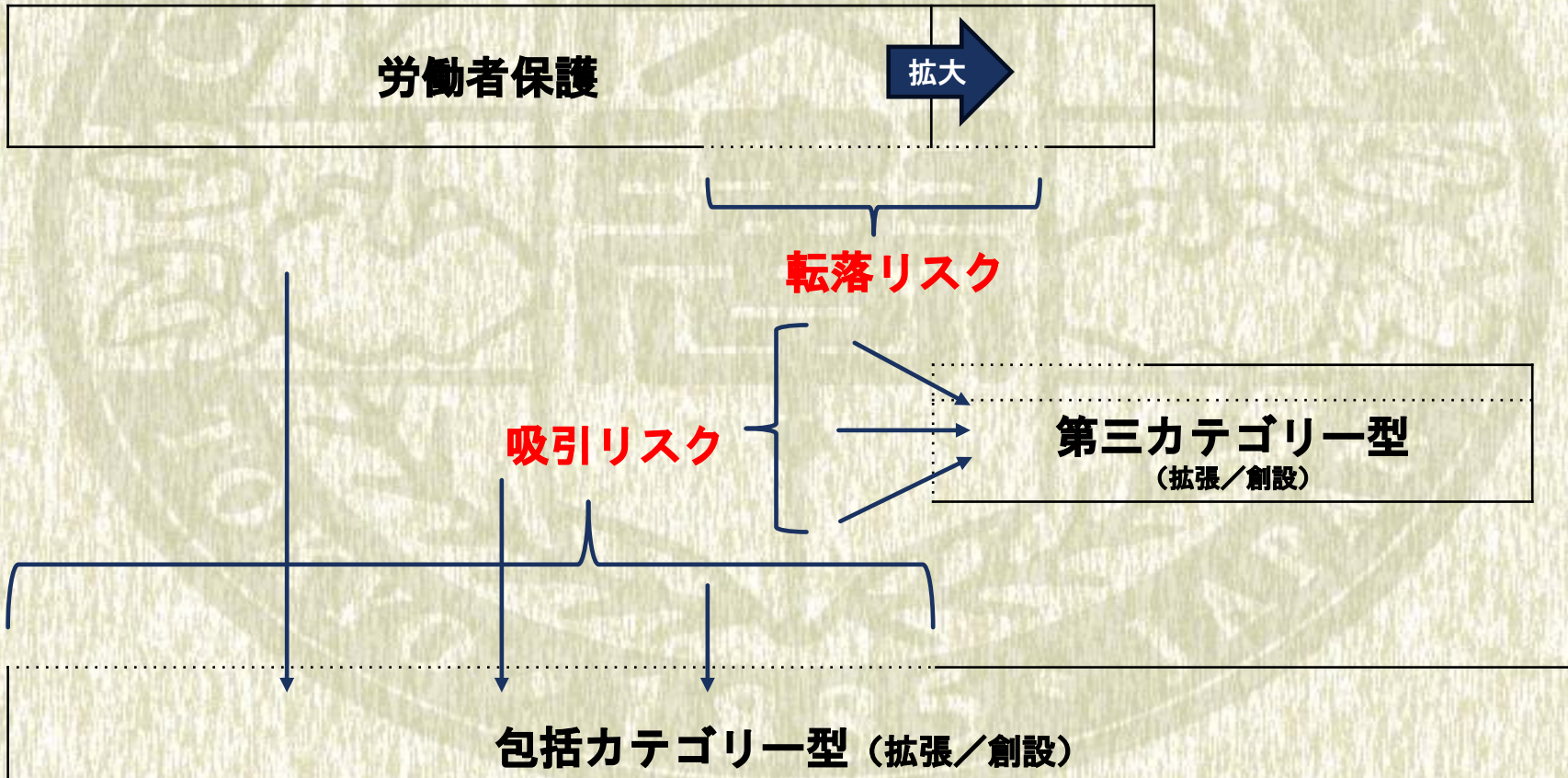
Ⅱ. 2つの誤分類リスク

- ①労働者保護： 労働者としての保護範囲に含める。
 - ②第三カテゴリー型： 労働者ではないグループを新たに保護。
 - ③包括カテゴリー型： ①②を含むグループを労働者性に依存せず保護。
(=ユニバーサル・アプローチ)
- それぞれが**別個独立に存在する状態**では、**意図せざる誤分類のリスク**

対象グループ



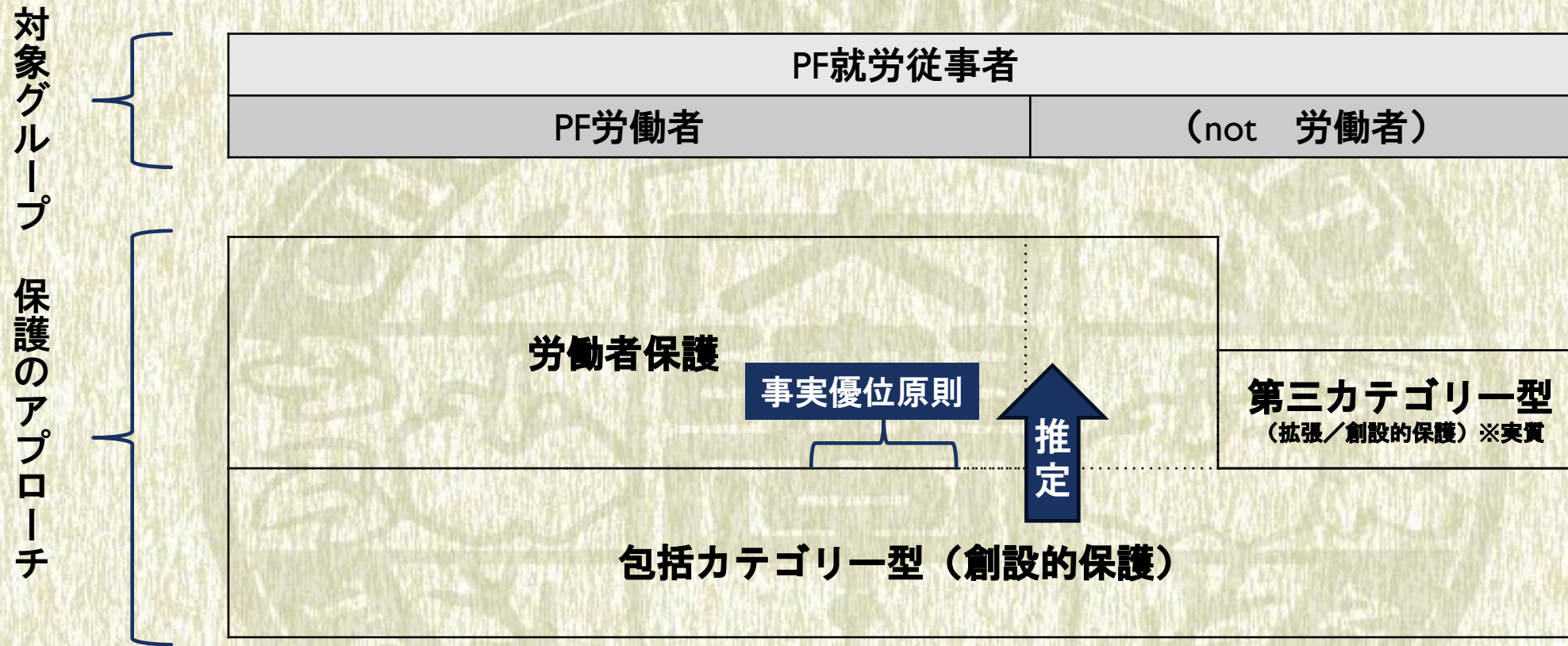
保護のアプローチ



Ⅲ. EUの新たなアプローチ（PF労働指令）

- 「PF就労従事者」と「PF労働者」という保護対象概念を用意
 - PF就労従事者：「当該契約関係の性質又は関係当事者による当該関係の呼称に関わりなく、プラットフォーム就労を遂行する個人」。 **=包括カテゴリー**
 - アルゴリズム管理に対する規制を中心として、指令上の一部の保護適用。
 - PF労働者： 「プラットフォーム就労従事者であって、加盟国内で効力を有する法律、集团的協定又は慣行により定義付けられるところの労働契約又は労働関係を有する又は有するとみなされる者を意味し、この点欧州司法裁判所の判例が顧慮されるべき」。
 - 指令上の保護がフルパッケージで適用される。 **=労働者保護**
 - PF労働者ではないPF就労従事者にのみ適用される条文も（15条） **=実質第三カテゴリー**
- 誤分類対策として、 **労働者性の推定** & **事実優位原則** を用意。
 - 労働者性推定ルールは、PF就労従事者が対象。
 - 推定によって労働者と位置付けられる場合、本当は労働者でなくても指令上は「労働者」。

➤ **複合的**（＝複層的かつ相互補完的）**な設計** @PF労働指令



- 包括カテゴリーの部分集合として労働者を定義する、つまり両アプローチを接着させることで、労働者保護アプローチの転落リスクに対応。
- 事実優位原則で転落リスク（でありかつ吸引リスク）に対処。
- 包括カテゴリーを前提にした、いわばシームレスな推定ルールによって、吸引リスクにも対応。
- 労働者概念と包括カテゴリー概念を組み合わせ、実質的に第三カテゴリーも用意＝保護のグラデーションに柔軟性。



中央大学
CHUO UNIVERSITY
— Knowledge into Action —

ご清聴ありがとうございました！